

島原の伝統行事「精霊流し」に参加する皆さんへ

問合せ先 しまばら観光課

精霊船を出す場合は届出が必要です

道路使用許可申請

2メートル以上の精霊船を出す人(団体)は道路使用許可申請が必要です。

しまばら観光課または各地区公民館に備え付けの申請書に必要事項を記入の上、申し込んでください。

申込期間 7月1日(火)～14日(月)

※この期間以降は、直接、島原警察署に提出してください。

道路使用許可証の交付日時および場所

7月24日(木)14時～杉谷公民館

※責任者は必ず出席してください。



処分負担金

精霊船の処分を精霊流し行事実施協議会に依頼する場合は、負担金が必要です。しまばら観光課または各地区公民館に備え付けの「精霊船処分負担金振込用紙」で負担金を納めてください。

処分負担金(1隻分)

○町内会、自治会

・流し場から海に流す場合…2万3,000円

・陸上集積の場合…1万5,000円

○個人、企業

・流し場から海に流す場合

8メートル未満…2万3,000円

8メートル以上…5万円

・陸上集積の場合

8メートル未満…1万5,000円

8メートル以上…3万円

※2メートル未満の精霊船も処分を依頼する場合は負担金が必要です。

※精霊船を野外で焼却することは、法律で禁止されています。自己処分する場合は長さ2メートル、幅1メートル、高さ60センチメートル以下に寸断して東部リレーセンターに搬入してください。(処理費用が必要です。)

④担ぎ手体験(ボランティア)派遣先の募集

募集人員 1個人または1団体につき、5人を上限とします。

申込期限 ①: 8月29日(金)まで

②③④: 7月14日(月)まで

申込方法 しまばら観光課、各地区公民館に備え付けの申請書に必要事項を記入の上、申し込んでください。



精霊船作製費などの支援や担ぎ手の募集を行います

精霊流し行事実施協議会では、島原の伝統行事「精霊流し」の継続・活性化を図るため、精霊船作製の支援や担ぎ手体験(ボランティア)などを募集します。

①精霊船作製支援

助成対象 2メートル以上の精霊船を出す人(団体)

助成額 2万円

※完成写真が必要です。

②精霊流し台車作製支援について

台車作製に要する経費の一部を助成

助成額 新規の場合

台車作製に要する経費の2分の1
(上限5万円、1,000円未満切捨て)

修繕等の場合

台車修繕等に要する経費の2分の1
(上限2万5,000円、1,000円未満切捨て)

③担ぎ手体験(ボランティア)の募集

応募資格 4月1日時点で満18歳以上の人
(高校生の応募は不可)

募集人数 50人程度

活動内容 精霊船の担ぎ手、切子灯籠の飾付など

※配属される団体などで、活動時間・活動内容が異なる場合があります。

第75回社会を明るくする運動

問合せ先 生涯学習課

7月は、強調月間・再犯防止啓発月間です。すべての人が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

小・中学生の作文を募集

社会を明るくする運動に関することをテーマとした作文コンテストを行いますので、応募してください。

提出期限 9月8日(月)まで

提出先 保護司会事務局(市福祉センター内)

黄色い羽根の配布運動

7月の強調月間を中心に、犯罪や非行のない安心・安全なまちづくりへの賛同の証として『黄色い羽根』を保護司会事務局(市福祉センター内)などで配布します。

中学生・高校生弁論大会

青少年の健全育成、非行防止、家族のこと、地域活動への参加などをテーマに弁論大会を開催します。各中学校・高校から弁士が出場します。

と き 7月25日(金) 12時30分～

と ころ 島原復興アリーナ(サブアリーナ)

「狂犬病予防注射」はお済みですか

問合せ先 環境課

狂犬病予防法により、犬の所有者は、その犬に狂犬病予防注射を毎年1回受けさせなければならないと規定されています。まだ受けさせていない犬には、動物病院で狂犬病予防注射を受けさせ、病院から発行される「狂犬病予防注射済証」を環境課または有明支所に提示し、「狂犬病予防注射済票」の交付を受けてください。(生後90日を過ぎた犬が対象)

▶注射済票発行手数料…1頭につき550円(毎年)

注射済票の手続き窓口

- ・市役所本庁舎1階 環境課
- ・有明支所1階 2番窓口



大正14年生まれ

祝 100歳

おめでとうございます

なるせ まさこ
成瀬 政子さん(5月27日生)